

昭和二十四年十一月二十二日
答弁 第一一七号

(質問の 二七)

内閣衆甲第八八号

昭和二十四年十一月二十二日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

衆議院議員立花敏男君提出地方公務員の利益保護機関に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員立花敬男君提出地方公務員の利益保護機関に関する質問に対する答弁書

一 ポツダム政令二〇一号第一條に規定する地方公務員の利益保護に関しては現に法的措置を講ずるため準備をしている。

二 人事院の性格並びに政令二〇一号の規定の形式及び国家公務員法附則第十五條の趣旨から見て、人事院がこの責任を有するものとは考えない。

右答弁する。